

架空請求ハガキは無視！

(例) 架空請求ハガキ

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。管理番号() 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年2月9日

法務省管轄支局 民間訴訟告知管理センター
 東京都千代田区霞が関3丁目4番9号
 取り下げ等のお問合せ窓口 03-5877-
 受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

平成29年度村上警察署管内架空請求被害

被害件数：7件 被害額：約3,000万円

このようなハガキが来たら絶対に
 電話をせず『無視』してください

訴訟や裁判のお知らせを『ハガキ』で送ってくることはありません！ハガキによる請求方法は、昨年秋から頻繁に届いています。※圧着ハガキ(めくるタイプ)は、この限りではありません『ハガキ(郵便)』を届かないようにすることはできませんが、ハガキに対して反応さえしなければ、被害に遭うことはありません。まわりの人と声を掛け合って、架空請求の被害を防ぎましょう。

村上警察署管内でオレオレ詐欺の前兆電話が多発



【実際にあった電話】犯人は孫を名乗り、「飲酒運転の友達の車に乗っていて、友達が事故を起こしてしまい、250万円が必要になってしまった」などと自宅に電話をかけてきたものです。犯人からの電話を受けた後、孫の携帯電話番号に直接電話して確認したところ、そのような事故はなかったことがわかり、お金を支払うことはありませんでした。

次は、あなたのところにオレオレ詐欺の電話がかかってくるかもしれません。犯人は「だましのプロ」話がとても上手です。今回の例のように「一度切って、もう一度電話する」など、いったん落ち着いて、詐欺被害を未然に防ぎましょう。

【ひとこと助言】

- 犯人はあなたの家族や大切な人の名前を出して精神的不安をあおってきます。
- 家族の実名を名乗っても要注意！息子(孫)を名乗ってきたら必ず息子(孫)の電話番号に電話して確認するなど、信用できる相手にも折り返すようにしましょう。
- 急なお金の要求や、期限をせかすものは、一度電話を切り、電話番号がわかる方なら掛け直すようにしましょう。
- 留守番電話やナンバーディスプレイ機能を使い、知らない番号には出ないようにしましょう。



見守るくん

●「おかしいなあ」と思ったら、迷わずご相談ください！

村上市消費生活センター	☎53-2111 (内線2233、2234)	FAX53-2541	※専門の相談員がいます
荒川支所地域振興課	☎62-3103	朝日支所地域振興課	☎72-6885
神林支所地域振興課	☎66-6112	山北支所地域振興課	☎77-3112
消費者ホットライン	☎188 (イヤヤ)	お近くの消費生活相談窓口につながります。	